

許可番号 23－ユ－302051

株式会社 StarBoard

<返戻金制度について>

弊社の紹介により就職した者が入社後以下期間中に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、

受領した紹介手数料から次に定める金額を採用企業様に返還する。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内には雇用契約が終了した場合50%
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内には雇用契約が終了した場合20%

以上